

協働プロジェクト規約

第1章 総則

<名称>

第1条

当プロジェクトは、協働プロジェクト（英文名：Project for the Blue）と称する。

<目的>

第2条

当プロジェクトは、企業と生活者の共創による、海の豊かさを守る商品づくりと持続可能な仕組みづくりを実践することにより、恵み豊かな海を次世代に引き継ぐことを目的とする。

<事業>

第3条

当プロジェクトは、前条の目的を達成するため、以下の活動を行うこととする。

- (1) 海ごみ削減に貢献し、海の豊かさを守る商品・サービス・仕組みの企画・開発支援
- (2) 海ごみ削減に貢献し、海の豊かさを守る商品・サービス・仕組みの認定基準・規格の制定及び付与
- (3) 海洋環境保全の教材の企画、制作及び販売(子供・自治体・企業向け)
- (4) 海ごみ問題の解決に貢献する科学的データの収集・整理・発信
- (5) その他、前各号に掲げる事業に附帯又は関連する活動

第2章 プロジェクトへの参加

<プロジェクトへの参加>

第4条

当プロジェクトへの参加を希望する企業・団体は、所定の参加申込書を事務局に提出し、企画委員会の決議をもって承認され、協働プロジェクト企業・団体(協働企業・団体)となる。

2 当プロジェクトに参加する企業・団体は、非公開情報の取扱規則を遵守しなければならない。

<プロジェクトへの参加費等>

第5条

当プロジェクトは、原則として参加費を徴収しないものとする。但し、参加費を徴収する必要性が生じた場合には、企画委員会において検討を行い、協働企業・団体と協議の上、決定する。

第6条

当プロジェクトを通じて、開発された知財、技術、商品等により、協働企業・団体に収益が発生する場合や、同知財、技術を活用した新たな事業展開を実施する場合などは、一般社団法人 Alliance for the Blue と協働企業・団体の協議により、収益の分配や期間などを協議の上、決定する。

第3章 プロジェクトの代表

<代表>

第7条

当プロジェクトの代表には、一般社団法人 Alliance for the Blue の代表理事が就任する。なお、必要に応じて副代表を置くことができる。

第4章 組織

<企画委員会>

第8条

企画委員会は、プロジェクト代表が招集し、その委員長となる。

2 会長は2-3名の企画委員を任命し、事務局長を加えて企画委員会を構成する。

3 企画委員会は、プロジェクトの事業計画、事業報告、実践ワーキンググループからの提案等、運営に関する重要な事項を審議・決定する。また緊急時を除きAlliance for the Blueの理事会で開催する

4 企画委員会は、委員の過半数の出席（代理出席、委任状を含む。）をもって成立する。

5 企画委員会の議事は、出席企画委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 代表や企画委員は、必要があると認めるときは、企画委員会に協働プロジェクト会員及びオブザーバーの出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

<実践ワーキンググループ>

第9条

第3条1項に定める海ごみ問題解決に貢献する商品・サービス・仕組みの開発を通じて、新たなビジネスモデル構築を試行するため、実践ワーキンググループを設置する。

2 実践ワーキンググループで取り組むプロジェクトは、協働企業・団体が提案し、企画委員会が承認したものと、事務局が企画・検討し、協働企業・団体に参加を呼び掛け実施するものの2種類がある。

3 協働企業は、単独、もしくは他の参加企業・団体との連携し、個別の協働プロジェクトを推進するためにワーキンググループを設置することができる。

4 各ワーキンググループは、以下を実施する。

① 協働プロジェクトの企画・立案を実施。企画委員会に提案し、承認を経て活動を実施する。

② 協働プロジェクトの実行計画を策定、開発、生産、販売を展開し、その進捗を管理する。

③ 制作する商品・サービス・仕組みや、それらの生産プロセスで、Project for the Blue 規約第3条2項で定める認定基準のベーシックレベルに準拠する。※準拠した商品・サービスは認定ラベルの使用が認められる。（認定ラベルの使用基準・金額などは個別に協議の上、決定する。）

④ プロジェクトの活動レビューを実施し、活動を通じて得られた課題や知見を共有する。

<事務局>

第10条

協働プロジェクトの業務、ならびに実践ワーキンググループの遂行を支援するため、事務局長と数名の事務局員からなる事務局を設ける。

2 事務局は一般社団法人 Alliance for the Blue に置く。

3 事務局は、以下を実施する。

① 実践ワーキンググループの支援

- ・ 協働プロジェクトの企画を立案し、協働企業・団体に参画を募り、企画委員会に提案。承認された企画を参加企業・団体とともにワーキンググループを設置し、実行する。
- ・ 協働企業・団体が要望する協働プロジェクトのワーキンググループを設置する。
- ・ 個別のワーキンググループに対して必要な情報を提供する。他協業企業・団体の紹介を実施する。
- ・ 企画委員会で承認された提案に対し、製品・サービス・仕組みの開発及び試行などに資する費用の一部を開発支援金として支払う。また、事案の特性や必要性に応じてクラウドファンディングなどを利用したファンドレイジングを実施する。

② 海ごみ問題の解決に貢献する情報収集・公開、海洋環境保全に関する教育資料の作成・展開。

第5章 補足

<規約の変更>

第11条

本規約の変更は、企画委員会の決議をもって承認される。

<附則>

本規則は、2020年3月1日より実施する。

初稿：2020年3月1日

改定：2021年7月1日

2022年4月1日

非公開情報の取扱規則

目的

第1条

本規則は、非公開情報の取扱いについて定め、もって当プロジェクト及び実践ワーキンググループ参加企業・団体・個人の不利益を防止することを目的とする。

定義

第2条

非公開情報とは、当プロジェクト及び実践ワーキンググループが作成、又は取得したドキュメント及び成果物のうち、開示先が限定された文書（紙媒体又は電子媒体を問わない）及び文書化されていない情報を指す。

2 開示先が企業である場合は、その子会社、関連会社、協力会社などは含まれない。

3 開示先が団体である場合は、当該団体の事務局を指し、当該団体を構成する会員などは含まれない。

開示制限

第3条

非公開情報の開示を受けた実践ワーキンググループ参加企業・団体や関係機関等は、当該情報を指定された開示先以外に開示してはならない。

2 実践ワーキンググループ参加企業・団体・個人や関係機関等以外を開示先に含める場合は、当該開示先に対し、非公開情報が指定された開示先以外に開示されないように処置する。

3 実践ワーキンググループ及び事務局から開示された非公開情報を基にして、二次著作物が作成される場合には、当該二次著作物の開示先と著作権の所有者を明確にした上で、開示の可否を判断する。

4 検証等を目的として、非公開情報を開示する場合は、当該開示先に対し、目的外に使用されないように処置する。

責任範囲

第4条

当プロジェクトは、本規則に反して非公開情報が漏洩した結果生じた一切の瑕疵に責任を持たない。

規則の変更

第5条

本規則の変更は、企画委員会の決議をもって承認される。

附則

本規則は、2020年3月1日より実施する。